

かたり通信

題字 by Saijo

SINCE MAY 2012

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻柄谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



老朽原発裁判について新展開！

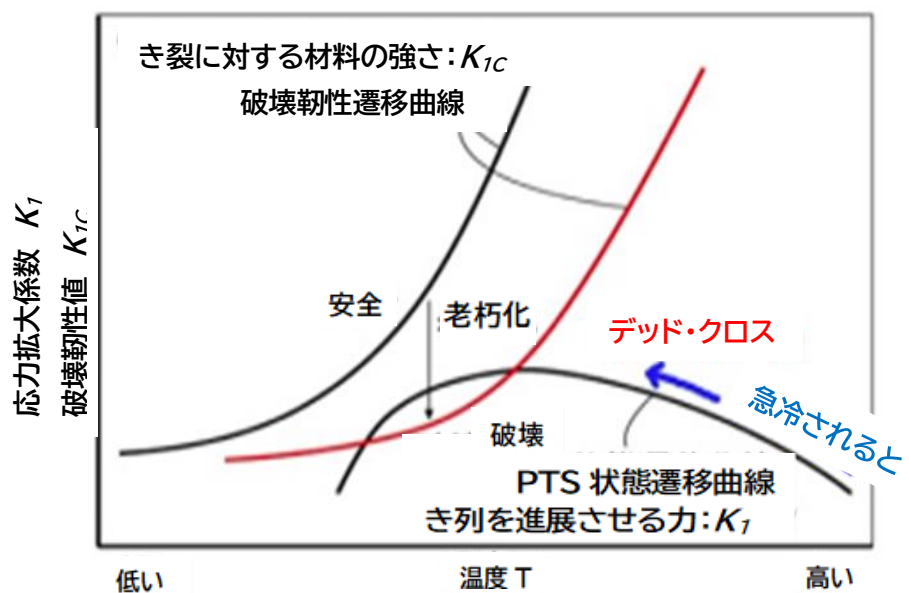
規制委は「熱伝達率」を把握していなかった！

名古屋地方裁判所で係争中の40年超老朽化原発の裁判で、原子炉压力容器の中性子照射脆化は重要な争点のひとつです。

この争点に関しては、右のようなグラフを見たことのあるひとは多いと思います。簡単に言うと、緊急時に原子炉压力容器が冷却水で一気に冷やされた場合に容器が破壊される危険性がないかを評価するためのグラフです。上の「破壊靱性遷移曲線」は材料の強さを示す曲線で、一般

には中性子照射による強度低下によって下方へ移動します。下の「PTS(加圧熱衝撃)状態遷移曲線」は、原子炉容器内の亀裂を進展させる力の大きさです。この二つの曲線が重なることをデッドクロスと言い、これは原子炉压力容器の健全性が保証されない状態です。

前者の破壊靱性遷移曲線を描くためには監視試験片の原データが必要ですが、国はこのデータを確認していなかったことは既に認めています。さらに後者 PTS 状態遷移曲線の算定に用いる熱伝達率について、国は確認も審査もしていないことを認めました。この2つの曲線が交わるかどうかは極めて重要ですが、そのいずれについても国が確認も審査もしていない部分・・・ブラックボックスがあるということ



です。ところが前者の曲線に関連して開示を求めていたシャルピー試験のデータ及び破壊靱性試験についての回答が参加人である関電から提出されました。専門家による分析が待たれます。今後とも、中性子照射脆化に関連する争点は要注目です！。(編集子)

福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

(係争中のもの：2022年2月16日現在)

*状況により情報が変更される可能性があります。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：大阪地裁→大阪高裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国、2017年12月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日：2012年6月12日、2020年12月4日一審勝訴！現在控訴審が進行中。
- ◇ 主な争点：基準地震動に関連して審査ガイドの「ばらつきの考慮」が焦点となっている。
- ◇ 経過：国は2020年12月17日に控訴。翌年6月8日の控訴審第1回口頭弁論後の進行協議で裁判所は、①基準地震動策定についての規制委の判断の合理性について、②敷地内活断層について、③放射性物質拡散の抑制、の3テーマについての説明の機会を持つことを提案。その後の10月8日の進行協議期日においては、3テーマの説明会は「弁論準備手続期日」* (プレゼン)で行うことになった。説明会の趣旨を裁判所は、関電がどのような申請をし、国がそれをどのような審査基準により、どう審査したかという点をよく確認することだと説明。2022年3月4日と5月27日の2回の進行協議を経て、説明会のスケジュールが決まる模様。

*争点及び証拠の整理を行うための訴訟上の手続。原則非公開。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：京都地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2012年11月29日

◇ 主な争点：事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。

◇ 経過：2021年12月16日の第31回口頭弁論で、弁護団は大飯原発敷地の地下構造を調べた弾性波トモグラフィー解析の結果から、敷地の地盤が軟弱な構造であることを指摘。次回32回口頭弁論2022年3月1日。

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1～4号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所：大津地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2013年12月24日
- ◇ 主な争点：福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。
- ◇ 経過：争点整理は終了。双方の主張はしばらく続く見通し。2021年12月9日の第31回口頭弁論では、原告側弁護団は、避難計画に実効性がない旨を主張。今後の口頭弁論期日の予定は、2022年3月10日、6月2日、9月1日。

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所：名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国
- ◇ 提訴日：2016年4月14日
- ◇ 主な争点：新規基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非が争点。
- ◇ 経過：高浜1、2号機と美浜3号機について、別件として審理が進められている。2021年11月15日

に口頭弁論(それぞれ第20回と18回)で住民側は、原子炉圧力容器の中性子照射脆化の評価方法及び原発敷地近傍の断層に関して審査が未実施であることを陳述。2022年2月4日の口頭弁論(それぞれ第21回と19回)では、放射性廃棄物の最終処分が審査対象となっていないことについて陳述。また中性子照射脆化に関連して、シャルピー試験のデータ、破壊靱性試験の回答など、住民側が開示を求めているものが概ね開示され、専門家の協力を得てこれらについて検討した結果を次回口頭弁論期日又はそれ以降で明らかにされることになる！次回口頭弁論期日は4月21日。

■ 原発バックフィット・停止義務付訴訟(注目！)

- ◇ 係属裁判所:名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類:行政訴訟
- ◇ 被告:国
- ◇ 提訴日:2020年10月5日
- ◇ 主な争点:規制委が、関電の高浜発電所3号機及び4号機について、大山噴火の見直しに伴うバックフィット(設置変更許可に限らず、工事計画変更認可、保安規定変更認可及び使用前検査まで含んだ安全の確認)が終わるまで、使用停止を命じないのは炉規法43条の3の23第1項に違反するのでは！?
- ◇ 経過:12月8日の第4回口頭弁論で結審。被告・国は裁判の引き延ばしを図りましたが、すべての許認可が出揃ったらこの訴訟の意味がなくなるとして、裁判所は12月8日を結審とした。担当裁判官は、40年廃炉訴訟と同じ日置朋弘裁判長、佐久間隆裁判官、若林慶浩裁判官。**判決は3月10日15:00から。**

■ 美浜3号機

- ◇ 係属裁判所:大阪地裁
- ◇ 裁判の種類:仮処分
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2021年6月21日
- ◇ 主な争点:関西電力が2021年6月23日に3号機を再稼働させようとしていることに直面し、40年を超える原発を再稼働させることは危険であるとして、

福井県7名、滋賀県1名、京都府1名の申立人が大阪地裁に申立を行った。

- ◇ 経過:2021年12月1日の第2回審尋では老朽化原発の問題点と避難計画の不備について訴える。第3回審尋は2022年3月7日の予定。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:金沢地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力
- ◇ 提訴日:2012年6月26日
- ◇ 主な争点:2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。
- ◇ 経過:2022年12月23日の第35回口頭弁論で被告北陸電力は、事前に提出した「上申書」で、原子力規制委員会の適合性審査の状況や11月18～19日に行なわれた現地調査について報告。これを受けて裁判長は「規制委員会の審査の推移を見守る」という審理方針を、従前の通り維持すると表明。事態は変わらず。次回第36回の口頭弁論は2022年4月28日。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:富山地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力の代表取締役5名
- ◇ 提訴日:2019年6月18日
- ◇ 主な争点:本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。
- ◇ 経過:2021年12月13日の第8回口頭弁論では、和田廣治原告団長が意見陳述。北陸電力が原発の稼働を不安に思う市民・株主に対して数十年にわたり不誠実な対応を取り続けてきたことを、自らの体験を

もとに陳述。

原告側はこれまで、志賀原発を再稼働させるという取締役らの判断を巡って、取締役らが果たすべき善管注意義務及び忠実義務について具体的に列挙し、どのような検討を重ねてきたのか明らかにするよう求めてきたが、被告取締役と補助参加人である北電は、株主総会で取締役らの方針は圧倒的多数の株主の支持を得ているという理屈一辺倒で、具体的な議論内容を一切明らかにしていない。次回第9回口頭弁論は2022年3月16日、第10回口頭弁論は6月15日を予定。

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

◇ 係属裁判所:東京地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟

◇ 被告:日本原燃株式会社

◇ 提訴日:2020年3月9日

◇ 主な争点:① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。

◇ 経過:2021年6月17日の進行協議を経て、10月7日に第3回口頭弁論。弁護団より命をつなぐ権利について、地震(樋口理論)についての陳述。11月19日、翌2022年2月8日の進行協議を経て、次回進行協議は5月16日。口頭弁論期日については未定。

■ 「裁判の会」第15回学習会

-関電美浜3号機等の使用済み核燃料について-

2021年12月11日、講師である若泉政人さんから関電・美浜3号機の使用済み燃料問題について、福井県との交渉の経過を報告してもらいました。若泉さんは「サヨナラ原発福井ネットワーク」等で活動し、福井県庁前の金デモも主催しています。(Qは若泉さんらの質問、Aは県の回答)

■4月13日交渉

Q 美浜3号は、燃料交換はあと1回しかできず、その

後は再稼働不能、高浜1~4号は平均4回の燃料交換で満杯、大飯3・4号は残り4~5回の燃料交換で満杯。使用済み燃料8,600トンを抱えることになるが、知事はそれで県の未来のビジョンを描けるのか?

A 美浜3号機には、1・2号機の使用済み燃料は入っていないので、交換年数は9年と理解している。

■7月2日交渉

Q ①美浜3号機の9年の燃料交換が可能の根拠は、②基準地震動変更に伴う補強工事なしの美浜1・2号機の燃料プールでの長期保管はありなのか。

A ①燃料交換可能年数が9年の根拠は、関電がそう言っているから、②貯蔵容量の減少は把握している、③美浜1・2号ピットに3号機の使用済み燃料を移すことは認められない(許可に反する)、④交換可能年数云々ではなく、使用済み燃料の県外搬出を求めている。→県に対して、関電への対面での説明を要請。

■10月27日交渉

A 県は関電から、美浜3号機の燃料交換可能年数が9年とする計算は説明を受けた。9年の前提条件は「関電の7機が通常稼働する」「六ヶ所へ搬出されない」等と考える。美浜1・2号機で2035年の搬出予定までの使用済み燃料貯蔵は、規制委員会の認可済み。高浜がMOX最終処分地となることは全く考えていない。県外搬出先を示すよう国・関電に求めている。

Q 再度県に対して、関電に対面説明をするよう要請。

■学習会の感想

① 県は関電の使用済み燃料管理に違法な面があるのではないかという疑問を払拭するためにも、関電の市民に対する説明の場を設ける責任がある、② 耐震補強していない美浜1・2号機の燃料ピットに、2035年まで保管することの危険性、などを強く感じました。(事務局 KO)

[Editor's note] ▼オミクロン株の蔓延もあり、新型コロナウイルスの収束は見通せませんが、最低限やるべきことを考えてぼちぼちやるしかないですね。支援者の皆様ご自愛ください。